

平成28年度事業計画及び資金収支予算について

I 基本方針

少子・高齢化の進行、生活の質や心の豊かさの重視等を背景として、福祉に対するニーズは増加し、高度化、多様化してきています。

また、平成24年の児童福祉法改正、平成25年の障害自立支援法の障害者総合支援法への改正により、障害児・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害保健福祉施策が段階的に講じられることとなっています。

一方、社会福祉法人については、その役割や責務、制度等を巡る議論が活発にされており、厚生労働省の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」において、

- ① 地域における公益的な活動の推進
- ② 法人組織の体制強化
- ③ 法人運営の透明性の確保 等

自らによる率先した改革を求める報告書が取りまとめられ、現在、参議院で「社会福祉法等の一部を改正する法律案」の審議が行われています。

当事業団は、平成26年4月から奈良県総合リハビリテーションセンターの医療部門が地方独立行政法人へ移行し、福祉施設部門は奈良県障害者総合支援センターと改称して運営しているところです。

平成28年4月からは、第3期（平成33年3月まで）の指定管理者として引き続き運営することとなりました。

「利用者本位の質の高いサービス」と「自立的経営の確立」を目指した取組を積極的に推進し、奈良県総合リハビリテーションセンターとの一層の連携強化を図りつつ、奈良県と一体となって広く県民福祉の向上と増進に寄与してまいります。

平成28年度は、次の事項を重点として取り組んでまいります。

- (1) 障害児相談支援事業に加え、昨年度開始した障害者の計画相談支援事業について、障害者サービス利用に関する相談、利用計画の作成、モニタリングを充実します。
- (2) 自立訓練センターにおいて、就労前訓練を展開し、今までの障害者支援のノウハウの蓄積を活用することで、積極的に障害者の就労を促進します。
- (3) 高次脳機能障害支援センターにおいて、成人のSST（ソーシャルスキルトレーニング）を展開し、高次脳機能障害者の社会生活力の向上を図り、ニーズに沿った社会生活が送れるよう支援を行います。

- (4) 作業療法士が地域に出向き、発達障害児に対する支援や、普及活動を行う「子ども地域支援事業」を充実します。
- (5) 介護実習・普及センターにおいて、新たに福祉用具の日（10月1日）に「福祉機器展」を開催すると共に、介護予防のための講座と夏休み親子介護体験講座を実施します。
- (6) 飛鳥川沿いをはじめ、施設周囲のフェンスに設置した鉢等に花植えを実施し、一年中花のある環境を実現し、地域の方々に親しんでいただける施設をめざします。
- (7) 障害福祉の社会的ニーズに応えられるよう、良質なサービスの提供、利用者の受け入れ拡大の方策を検討すると共に、それらに対応するために、築後28年を経過する施設のリニューアルの検討も併せて進めます。
- (8) 自立訓練等で作成した作品を発表する機会を提供し、利用者の生きがいと社会参加を促進するため、平成29年度に開催される「全国障害者芸術・文化祭なら大会」への参加を目指します。

II 奈良県障害者総合支援センターの運営

1 わかくさ愛育園

児童福祉法に基づき、利用児が日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、一人ひとりの児童の発達状況や環境に応じて効果的な指導等を提供します。また、保護者に対して、児童の状況を理解できるよう懇談や研修会等を行います。

生活介護では、利用者一人ひとりの能力や適性及びニーズに適応する訓練、創作活動や軽スポーツ等の日中活動の場を提供します。

(1) 提供サービス

| 施設の種類 | 対象者 | 定員 | 利用見込 | サービスの内容 |
|---------------------------|--|----|------------------|--|
| 医療型児童発達支援センター (ちゅうりつぷ) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由児や歩行の獲得までに訓練を要する児童 ・ 概ね1歳から小学校就学の始期に達するまでの児童 | 60 | 12 | 親子療育により次の支援を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 医学的診断、検査 ② 日常生活の支援や基本的生活習慣獲得に向けた指導 ③ 発達状況を考慮した遊びを中心とした保育 ④ PT・OT・ST訓練 ⑤ 様々な集団による活動 ⑥ 保護者を対象にした研修会、保護者への助言指導や個人懇談 ⑦ 心理発達検査 |
| 児童発達支援センター (すみれ) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達に遅れや弱さがある児童（知的障害児・発達障害児等） ・ 概ね2歳から小学校就学の始期に達するまでの児童 | 40 | 毎日通園32 並行通園 6 | 親子療育により次の支援を行う <ol style="list-style-type: none"> ① 医学的診断、検査 ② 日常生活の支援や基本的生活習慣獲得に向けた指導 ③ 発達状況を考慮した保育 ④ 集団活動と個別活動 ⑤ 保護者を対象にした研修会、保護者への助言、指導や個人懇談 ⑥ 心理発達検査 ⑦ 並行通園児童に対して保育所・幼稚園との連携 <p>児童の療育経験を考慮して、単独通園を実施する。</p> |

| 施設の種類 | 対象者 | 定員 | 利用見込 | サービスの内容 |
|------------------------|--|---|------|--|
| 児童発達支援センター (さくらキッズ) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護を必要とする重症心身障害児又はその発達状況が重症心身障害相当の児童 ・ 概ね1歳から小学校就学の始期に達するまでの児童 | 15 | 10 | 単独通園により次の支援を行う ① 医学的診断、検査 ② 児童が安心できる環境づくり ③ 日常生活の支援や基本的な生活習慣獲得に向けた関わり ④ 発達状況を考慮した遊びを中心とした保育 ⑤ 看護師による医療ケア ⑥ 親子療育や保護者への指導、個人懇談 |
| 生活介護 (さくらユース) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護を必要とする18歳以上の在宅の重症心身障害者 | | | ① 身体機能の維持を目的としたストレッチ・機能訓練 ② セラピストによる運動機能等の評価 ③ 日常生活の支援 ④ 看護師による医療ケア ⑤ 創作活動・音楽活動・スポーツレクリエーション・リラクゼーション等の日中活動 |
| 障害児相談支援事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ わかくさ愛育園を利用する幼児等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援利用計画 47件 ・ モニタリング 47件 | | ① わかくさ愛育園を利用するに係る障害児支援利用計画の作成及びモニタリング ② サービス提供事業所との連絡、調整 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援利用計画 3件 ・ モニタリング 3件 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ わかくさ愛育園以外の事業所を利用するために障害児支援利用計画が必要な児童については、希望があれば受ける。 |

| 事業の種類 | 内 容 |
|-----------------------------|---|
| 子ども地域支援事業 (発達障害児医学的療育支援) | <p>1 目的 発達障害児又は発達障害の疑いのある子どもが、地域社会の中でいきいきとした生活を送るために、専門的な支援を行う。 医療や療育機関につながっていない子どもに対して専門的な支援を行ったり、地域社会の中での療育の質を向上させることを目的とする。</p> <p>2 業務体制 作業療法士 2名</p> <p>3 業務内容</p> <p>① 訪問事業 330件 保育所、幼稚園、学校、障害児通所施設、保健センター、療育教室等からの依頼により訪問し、子どもの様子を観察し、個別でのかかわりや集団活動の企画、運営を行う。また、職員への啓蒙、クラス運営に関する助言や保護者との面談を実施する。</p> <p>② 研修会講師派遣事業 20件 保育所、幼稚園、学校、障害児通所施設、保健センター等の職員研修やそれらを利用する保護者への研修に対し、講師を派遣する。</p> <p>③ 地域支援スタッフの育成 地域支援を行うことができるスタッフを育成する。</p> |
| 親子保育体験教室 | 小児科を受診し、療育を紹介された在宅の未就園児とその保護者を対象に、親子遊びや保護者に対しての相談を実施する。年間3回 |
| 保育所等訪問支援事業 (新規) | 保育所・幼稚園等児童が集団生活を行う場を訪問し、本人や児童に関わる職員に対し、集団生活に適應できるための指導を行う事業を実施する。 |

(2) 職員の配置計画

医療型児童発達支援センター（ちゅーりっぷ）

| 職 種 | 本年度 | 前年度 | 備 考 |
|-------------|-------|-------|-----------------------------|
| 施 設 長 | 1 (1) | 1 (1) | 兼務 |
| 医 師 | 1 | 1 | 兼務 |
| 児童発達支援管理責任者 | 1 | 1 | |
| 看 護 職 員 | 1 | 1 | |
| 児童指導員及び保育士 | 3 (2) | 3 (2) | |
| 訓 練 士 | 3 | 3 | 兼務 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 |
| 事 務 職 員 | 3 (3) | — | 兼務3 他にリハビリテーションセンター職員併任3 |
| 計 | 5 (2) | 5 (2) | 兼務を除く。()は非正規職員で内数 |

児童発達支援センター（すみれ）

| 職 種 | 本年度 | 前年度 | 備 考 |
|-------------|--------|--------|-----------------------------|
| 施 設 長 | 1 (1) | 1 (1) | 兼務 |
| 医 師 | 1 | 1 | 兼務 |
| 児童発達支援管理責任者 | 1 | 1 | |
| 児童指導員及び保育士 | 10 (5) | 10 (5) | |
| 事務職員 | 3 (3) | — | 兼務3 他にリハビリテーションセンター職員併任3 |
| 計 | 11 (5) | 11 (5) | 兼務を除く。()は非正規職員で内数 |

児童発達支援センター（さくらキッズ）

| 職 種 | 本年度 | 前年度 | 備 考 |
|-------------|-----------|-----------|-----------------------------|
| 施 設 長 | 1 (1) | 1 (1) | 兼務 |
| 医 師 | 1 | 1 | 兼務 |
| 児童発達支援管理責任者 | 1 | 1 | |
| 看護職員 | 1.2 (1.2) | 1.2 (1.2) | |
| 児童指導員及び保育士 | 3 (3) | 3 (3) | |
| 訓練士 | 3 | 3 | 兼務 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 |
| 事務職員 | 3 (3) | — | 兼務3 他にリハビリテーションセンター職員併任3 |
| 計 | 5.2 (4.2) | 5.2 (4.2) | 兼務を除く。()は非正規職員で内数 |

生活介護（さくらユース）

| 職 種 | 本年度 | 前年度 | 備 考 |
|----------|-----------|-----------|-----------------------------|
| 施 設 長 | 1 (1) | 1 (1) | 兼務 |
| 医 師 | 1 | 1 | 兼務 |
| カープ管理責任者 | 1 | 1 | |
| 看護職員 | 1.2 (1.2) | 1.2 (1.2) | 兼務 |
| 生活支援員 | 3 (1) | 3 (1) | |
| 訓練担当職員 | 3 | 3 | 兼務 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 |
| 事務職員 | 3 (3) | — | 兼務3 他にリハビリテーションセンター職員併任3 |
| 計 | 4 (1) | 4 (1) | 兼務を除く。()は非正規職員で内数 |

障害児相談支援事業所

| 職 種 | 本年度 | 前年度 | 備 考 |
|---------|-------|-------|---------------------|
| 管 理 者 | 1 (1) | 1 (1) | 兼務 |
| 相談支援専門員 | 2 | 2 | 兼務 1 |
| 計 | 1 | 1 | 兼務を除く。() は非正規職員で内数 |

子ども地域支援事業（発達障害児医学的療育支援）

| 職 種 | 本年度 | 前年度 | 備 考 |
|-------|-----|---------|--------------|
| 作業療法士 | 2 | 1 (0.7) | リハビリセンターから派遣 |
| 計 | 2 | 1 (0.7) | () は非常勤 |

(3) 職員研修

<派遣研修>

- ・全国肢体不自由児施設連盟療育研究大会
- ・近畿肢体不自由児施設協議会職員研修
- ・日本知的障害者福祉協会全国職員研究大会
- ・近畿ブロック知的障害者福祉協会職員研修
- ・全国児童発達支援施設連絡協議会職員研修
- ・奈良県児童福祉施設連盟職員研修
- ・全国重症心身障害者日中活動支援施設職員研修
- ・学校、他事業所等見学

<所内研修>

- ・虐待防止研修
- ・KYT研修
- ・派遣研修の報告会

(4) 季節行事等

- ・児童施設
 - 遠足
 - クリスマス会
 - フェスティバル・参観
 - 卒園式
 - 誕生会（毎月）
- ・生活介護
 - クリスマス会
 - 成人式
 - フェスティバル

- (5) 健康診断
- ・ 児童施設 6月、11月に実施。歯科検診は年1回を予定
登園時に体温チェックを実施
 - ・ 生活介護 登園時に体調チェックを実施
- (6) 防災避難訓練
- ・ 毎月実施
- (7) 平成28年度に新規に取り組む事業
- ・ 保育所等訪問支援事業の開始

2 自立訓練センター

障害者総合支援法に基づき、障害者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一人ひとりの能力や適性及びニーズに適応する種々の訓練を提供するとともに、必要に応じて創作活動やレクリエーションを通じて精神活動の活性化を図ります。このことにより、利用者がスムーズに地域移行を果たせるよう支援します。

(1) 提供サービス

| サービスの種類 | 対象者 | 定員 | 利用見込 | サービス内容 |
|----------------|--|-------------|------|---|
| 自立訓練 (機能訓練) | 肢体不自由者 | 55 (含通所) | 45 | 身体機能・基礎体力向上に必要な訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・理学療法 ・作業療法 ・体育訓練 (マット、歩行訓練) ・社会適応訓練 ・家事動作訓練 ・絵画、パソコン、陶芸、書道、作業訓練等 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 高次脳機能障害者 | 20 (含通所) | 20 | 社会生活力向上に必要な訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・作業療法 ・認知訓練 (脳トレーニング) ・社会適応訓練 ・グループワーク ・家事動作 ・作業訓練 |
| 施設入所支援 | 当施設が提供する訓練利用者 | 60 | 36 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作の介助 ・健康管理 ・栄養マネジメント ・相談援助 |
| 短期入所 | 肢体不自由者及び高次脳機能障害者 | 3 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・短期間 (夜間を含む) の日常生活動作の介助 ・心身のリフレッシュとしての訓練参加 |
| 計画相談 | 障害福祉サービスを申請した障害者で、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた方 | | 55 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援 |

(2) 職員の配置計画

| 職 種 | 本年度 | 前年度 | 備 考 |
|-----------|---------------|---------------|--------------------------------|
| 施 設 長 | 1 (1) | 1 (1) | 兼務 |
| リハ管理責任者 | 3 | 3 | |
| 生活支援員 | 13 (5) | 13 (5) | |
| 療 法 士 | 常勤換算 1.16 | 2 | 兼務 理学療法士4、作業療法士2 |
| 作業支援員 | 3.3 (3.3) | 3.3 (3.3) | 絵画、パソコン、陶芸、書道、作業訓練、 トールペイント |
| 看 護 職 員 | 2 (1) | 2 (1) | |
| 臨 床 心 理 士 | 1 | 1 | |
| 管 理 栄 養 士 | 1 | 1 | |
| 事 務 職 員 | 3 (3) | — | 兼務3 他にリハビリテーションセンター職員併任3 |
| 計 | 24.3 (9.3) | 24.3 (9.3) | 兼務を除く。()は非正規職員で内数 |

(3) 職員研修

<派遣研修>

- ・全国リハビリテーション研究大会
- ・全国社会福祉事業団協議会職員研修会
- ・近畿ブロック障がい者更生施設協議会職員研修会
- ・奈良県社会福祉協議会主催 主任職員研修等
- ・県主催 虐待防止研修

<所内研修>

- ・虐待防止研修
- ・腰痛予防対策研修
- ・急変時における緊急対応
- ・KYT研修
- ・利用者の栄養管理について
- ・脊髄損傷（頸椎損傷）について
- ・派遣研修報告会

(4) 実習生受入

- ・社会福祉士現場実習
- ・教員免許に係る「介護体験実習」
- ・中学生社会体験実習（田原本町・橿原市）
- ・奈良県立医科大学 福祉施設現場実習

(5) 季節行事

- ・レクリエーション（看護学生との交流会）
- ・音楽鑑賞会（地元高校生との交流会）
- ・秋祭り

(6) 土曜日営業（25回）

国民の祝日で休業となった場合に、営業日の補填として同週の土曜日に営業。

その他、月の標準訓練給付量（日数）に達していない場合においても、営業日の補填として同月の土曜日に営業する。

(7) ボランティア

大掃除、シーツ交換等の日常生活での援助や行事への参加を通して、地域との交流を図る。また、高校生・大学生のボランティアを募集し、土曜日営業への参加を通して利用者との交流を図るとともに、将来の福祉職員の人材育成の機会とする。

(8) 健康診断

- ・施設入所利用者 5月、11月に実施
体調チェック必要者は毎日血圧測定等を実施
- ・通所利用者 訓練前体調チェックを実施

(9) 防災避難訓練（3回実施）

- ・6月（夜間火災想定）
- ・10月（日中火災想定）
- ・3月（夜間地震想定）

(10) 平成28年度に新規に取り組む事業

ア 就労前訓練の実施

ワークサンプルを教材にし、事務能力、作業能力の向上のための支援を行うと共に利用者個々の特性に適した実務の見極めや助言を行う。

イ 受け入れ対象者の拡大

現在受入困難な重度障害者への支援ができるよう、医療的管理・身体介護・訓練プログラム及び環境整備等、多面的に検討を行い早期受け入れを目指す。

3 社会就労センター

就労することが困難な障害者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進するため、作業等を通じて必要な訓練及び就労の場を提供します。

また、利用者の重度化に伴い、利用者個々の適性及び能力に応じた就労支援方法を検討します。

(1) 提供サービス

| サービス事業名 | 定員 | 利用見込 |
|------------------|----|------|
| 就労継続B型 (非雇用型) | 30 | 29.8 |

(2) 発注先及び作業内容

<受注作業>

| | |
|----------|-------------------------|
| 共和箔押工業所 | 100円ショップ商品の箱詰、袋詰め、シール貼り |
| ヌーベル化学工業 | プラスチック製品の加工 |
| 公文レジン工業 | 家庭用清掃用具の組み立て |
| 田中商事 | 企業向け販促品の加工、シール貼り |
| 梅本樹脂工業 | プラスチック製品の加工 |
| ほか | |

<自主作業>

| | |
|----|--------------|
| 洗車 | 職員自家用車の手洗い洗車 |
|----|--------------|

(3) 収入予定額

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 本年度 | 426万円 | 前年度 | 426万円 |
|-----|-------|-----|-------|

(4) 職員の配置計画

| 職種 | 本年度 | 前年度 | 備考 |
|--------------|-------|-------|-----------------------------|
| 施設長 | 1 (1) | 1 (1) | |
| サービス管理責任者 | 1 | 1 | |
| 職業指導員及び生活支援員 | 5 (2) | 5 (2) | 兼務1 |
| 看護職員 | 1 (1) | 1 (1) | 兼務1 |
| 事務職員 | 3 (3) | — | 兼務3 他にリハビリテーションセンター職員併任3 |
| 計 | 6 (3) | 6 (3) | 兼務を除く。()は非正規職員で内数 |

(5) 職員研修

＜派遣研修＞

- ・全国社会就労センター職員研修会
- ・近畿社会就労センター職員研修会
- ・近畿社会就労センター施設長（職員）会議
- ・奈良県社会就労センター協議会職員研修会

＜所内研修＞

- ・虐待防止研修
- ・KYT研修
- ・派遣研修の報告会

(6) 実習生受入

- ・教員免許に係る「介護体験実習」
- ・特別支援学校体験実習

(7) 季節行事等

- ・バスレクリエーション
- ・運動会
- ・茶話会
- ・講演会

(8) 土曜日営業（11回）

国民の祝日で休業となった場合に、営業日の補填として同週の土曜日に営業する。

(9) 防災避難訓練

7月、3月に実施

(10) 今後の取組

利用者の重度化に伴う、利用者個々の適性及び能力に応じた就労支援方法を工夫し、重度者に可能な作業が受注できるよう取引企業と交渉します。

利用者の理解を得ながら、請負作業に取り組むグループと、無理なくさまざまな活動、軽作業に取り組むグループの二分化について、引き続き検討します。

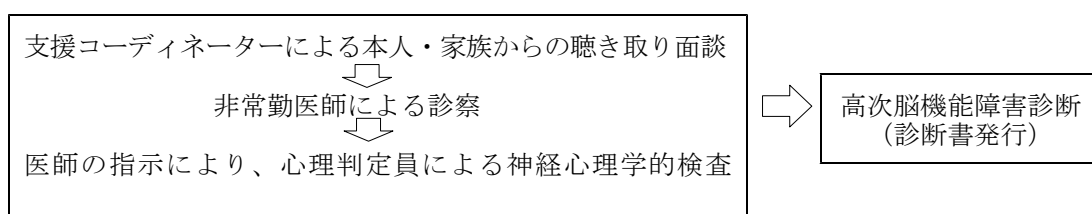
4 高次脳機能障害支援センター

(1) 相談・支援業務

- ・支援コーディネーター2名体制にて、電話・来所による相談受付（H28見込3,500件）
- ・高次脳機能障害の特性に応じた支援計画を作成し障害福祉サービスや就労に繋ぐ
- ・関係機関（市町村、医療機関、就労機関、福祉サービス事業所等）との連携、訪問指導、情報提供等
- ・高次脳機能障害者リハビリテーションを促進するため、自立訓練センター（生活訓練）の利用紹介
- ・ \textcircled{S} S S T（ソーシャルスキルトレーニング）を実施

(2) 検査・診断業務

- ・高次脳機能障害診察（月4回）



(3) 普及啓発及び連携業務

- ・地域支援ネットワーク事業として高次脳機能障害に関する研修会に講師を派遣
- ・高次脳機能障害リハビリテーション講習会実行委員会に参加し、多職種協働による講習会を開催

| 月 | 普及・啓発 | 連 携 |
|-----|--|--|
| 4月 | ・年間事業計画・調整（講師依頼・会場等） | |
| 5月 | ・高次脳機能障害者支援勉強会（東和県域） | |
| 6月 | | ・高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会 ・高次脳機能障害支援コーディネーター全国会議 |
| 7月 | | |
| 8月 | ・高次脳機能障害支援普及事業研修会 <家族、支援者対象（小児高次脳機能障害）> | |
| 9月 | ・高次脳機能障害リハビリテーション講習会<家族、支援者、一般対象> | |
| 10月 | | ・脳外傷友の会全国大会・高知開催 |
| 11月 | | ・高次脳機能障害支援ネットワーク近畿ブロック連絡協議会 ・高次脳機能障害支援ネットワーク近畿ブロック連絡協議会 |
| 12月 | ・高次脳機能障害支援普及事業研修会 <医療機関職員対象> | |

| | | |
|----|---------------------------------------|--|
| 1月 | ・ソーシャルスキルトレーニング <当事者対象> (3月まで6回開催) | |
| 2月 | | ・高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会 ・高次脳機能障害支援コーディネーター全国連絡協議会 |
| 3月 | | ・高次脳機能障害支援体制検討委員会 |

(4) 平成28年度に新規に取り組む事業

ア 普及・啓発

- ・医療機関職員対象研修会の開催
- ・新規リーフレット・ポスターの作成

イ 福祉人材の育成

- ・社会福祉士実習の受入
- ・精神保健福祉士実習の受入準備

ウ 支援の充実

- ・高次脳機能障害ソーシャルスキルトレーニング事業を開始 (計6回 自立訓練センターとの連携)

(5) 職員の配置計画

| 職 種 | 本年度 | 前年度 | 備 考 |
|------------|-------|----------|-----------------|
| 支援コーディネーター | 2 (1) | 2 (1) | 社会福祉士1、精神保健福祉士2 |
| 心理判定員 | 1 (1) | 0.6(0.6) | 臨床発達心理士1 |
| 計 | 3 (2) | 2.6(1.6) | () は非正規職員で内数 |

Ⅲ 県営福祉パーク（介護実習・普及センター）の運営

住みよい福祉のまちづくりの総合的なモデル施設として、高齢者や障害者を含め訪れたすべての人々にやさしくふれあい、楽しく学んでいただけるよう屋外施設や屋内施設の維持管理を行います。

また、介護実習・普及センターでは、高齢社会の到来で要介護者の増加に備え、介護の問題は県民みんなで支えることの意識高揚と啓発を図るため、研修や福祉用具の普及、相談事業等を実施します。

さらに、介護職員の資質向上と定着化に向けた支援を行います。

(1) 管理運営の業務

屋外施設の維持管理

- ・ 公共施設モデル〔段差解消交差点・音響信号機・視覚障害者誘導ブロック、バス停、屋外トイレ、障害者用モデル駐車場等〕
- ・ 憩いの広場〔芝生公園、散策路、親水広場等〕
- ・ 多目的広場〔軽スポーツ広場、機能回復訓練コース、車椅子練習コース等〕

屋内施設の維持管理運営

- ・ 福祉住宅体験館〔福祉機器、福祉住宅改善モデル展示、介護・調理実習室、工作室、多目的運動ホール、研修室、談話室、ギャラリー等〕

(2) 介護実習・普及センターの運営

介護実習普及事業

- ・ 介護講座 県民向けと介護の現場に携わる職員に区分して実施。年間29回（公開講座1回を含む。）
- ・ 介護体験見学講座 福祉機器展示場案内、福祉機器体験、改善住宅見学、高齢者疑似体験、車いす体験、アイマスク体験を実施
- ・ ㊦夏休み親子介護体験講座を実施

介護相談事業

- ・ 高齢者やその家族の抱える住宅改修、福祉用具等についての相談など

福祉機器の普及事業

- ・ 福祉機器展示（常設展示、新製品の情報提供）
- ・ 自助具製作体験講座を毎月実施
- ・ ㊦福祉用具の日（10月1日）に「福祉機器展」を実施

介護予防事業

- ・ 介護予防講座を実施（年5回）

(3) 川の彩り花つつみ事業

「飛鳥川を軸とした川辺のまちづくり」の一環として、花壇や飛鳥川沿いのフェンスに設置した鉢に花植えを実施

川辺のまちづくり隊や高等養護学校、園児等の協力を得て実施

(4) 平成 28 年度に新規に取り組む事業

ア 介護実習普及事業

- ・夏休み親子介護体験講座

イ 福祉機器の普及事業

- ・福祉用具の日（10月1日）に「福祉機器展」

(5) 職員の配置計画

| 職 種 | 本年度 | 前年度 | 備 考 |
|------------|-------|-------|---------------------|
| 所長(教務主任兼務) | 1 (1) | 1 (1) | 保健師 1 |
| 介護機器相談指導員 | 1 (1) | 1 (1) | 福祉用具プランナー 1 |
| 教務担当事務職員 | 2 (2) | 2 (2) | 福祉用具専門相談員 2 |
| 計 | 4 (4) | 4 (4) | 兼務を除く。() は非正規職員で内数 |